

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月2日
【会社名】	三菱UFJリース株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 柳井 隆博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 富永 修
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 富永 修
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成29年8月24日
【発行登録書の効力発生日】	平成29年9月1日
【発行登録書の有効期限】	平成31年8月31日
【発行登録番号】	29 - 関東 2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【発行可能額】	260,000百万円 (260,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年4月2日(提出日)である。
【提出理由】	平成29年8月24日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報第1 募集要項」の記載について訂正を必要とする ためおよび「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加する ため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	三菱UFJリース株式会社 名古屋本社 (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱UFJリース株式会社 大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱UFJリース株式会社 横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番5号) 三菱UFJリース株式会社 大阪オフィス (大阪府中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱UFJリース株式会社 神戸支店 (神戸市中央区明石町48番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、10,000百万円を社債総額とする三菱UFJリース株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 額面100円につき金100円

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額10,000百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

リース物件および割賦販売物件購入資金、投融資資金、設備資金、借入金返済資金、社債(短期社債含む)償還資金および運転資金等に充当する予定であります。

(訂正後)

リース物件および割賦販売物件購入資金、投融資資金、設備資金、借入金返済資金、社債(短期社債含む)償還資金、貸付資金および運転資金等に充当する予定であります。

本社債の手取金については、全額を既存の太陽光発電プロジェクトへの投資資金で、かつ下記の適格クライテリアに適合した融資事業のリファイナンスに充当する予定であります。

適格クライテリア

- 支出が日本国内の太陽光発電設備の開発、建設、運用に関連したものであること。
- クライアント(発電事業者)が、当該設備の建設および設置に伴って適用される環境アセスメントや森林法など関連法令を遵守することについて、契約書上で表明していること。(適用されるものに限る)
- クライアント(発電事業者)が当該設備の建設および設置に先立って地元住民への説明を行い、理解を得ていること。
- プロジェクトへの融資が、グリーンボンドの払込期日から遡って24か月以内に実施されたものであること。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

三菱UFJリース株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報
グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドを発行しその調達資金によって日本国内での既存太陽光発電プロジェクトに対する融資事業のリファイナンスを行うことを目的として、グリーンボンドフレームワークを策定しました。当該フレームワークは、透明性があり、有意義なインパクトを生み出し、「グリーンボンド原則(GBP)2017」(注)において環境改善効果を生み出すと認められている再生可能エネルギーに合致しているとのセカンドオピニオンをサステナリティクスより取得しております。

(注)グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。